

国総動第1956号
平成14年9月19日

社団法人高層住宅管理業協会会長 殿

国土交通省総合政策局不動産課長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令及びマンション管理業者登録簿の閲覧場所に関する告示の施行について

標記については、平成14年9月18日付けで公布され、平成14年10月1日からマンション管理業者の登録及び監督に関する事務が国土交通大臣から地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に委任されることとなったので、下記のとおりお知らせいたしますとともに、関係各位へのご周知の程、宜しくお願い致します。

記

1. 委任される事務について

国土交通本省から地方整備局長等に委任される事務は別紙1に掲げるとおりです。

なお、今般の事務委任までに大臣が行った登録等、大臣に対してした申請等は、それぞれ地方整備局長等の登録、地方整備局長等に対してした申請等とみなされることとなっています。

2. マンション管理業者登録に係る申請書等の送付先について

現在、国土交通本省に送付頂いているマンション管理業者登録に係る申請書等は、本店又は主たる事務所を管轄する地方整備局長等（別紙2参照）へ送付して頂くこととなります。10月1日以降の到達が見込まれる申請書等については、あらかじめ地方整備局長等あてに申請等頂くよう、ご協力方宜しくお願い致します。

その際、今般の省令改正によって各種申請様式の宛先が変更（別紙3参照）されていますので、ご注意願います。

3. マンション管理業者登録簿の閲覧について

従来、マンション管理業者登録簿の閲覧については、「マンション管理業者登録簿閲覧所の場所を定める件（平成13年国土交通省告示第1279号）」に基づき、国土交通本省において閲覧事務を行っていましたが、標記省令改正による事務委任に伴い、新たに告示（平成14年国土交通省告示第823号）を定め、平成14年10月1日より各地方整備局長等で閲覧に供することとしたので、閲覧を希望される場合は登録業者に係る本店又は主たる事務所を管轄する地方整備局長等にお越しく下さい。

閲覧時間等については、従来通り「マンション管理業者登録簿閲覧規則を定める件（平成13年国土交通省告示第1280号）」に定めている通りです。

なお、事務委任後については国土交通本省における閲覧事務は実施しないことと致しますので、ご周知願います。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

地方整備局等に委任する事務

以下の事務については、マンション管理業者等の本店等を管轄する地方整備局長等に委任する（ただし、～については、国土交通大臣も権限を行使することができる：大臣権限の留保）。

（マンション管理業者の登録関係業務）

- 法第 45 条に基づく登録の受理（マンション管理業登録申請書の受理）
- 法第 46 条に基づく登録・通知（マンション管理業者の登録簿への登録・通知）
- 法第 47 条に基づく登録の拒否（マンション管理業者登録の拒否）
- 法第 48 条に基づく変更届の受理（登録事項の変更の受理）
- 法第 49 条に基づく閲覧（マンション管理業者登録簿等の閲覧）
- 法第 50 条に基づく届出の受理（マンション管理業の廃業の届出の受理）
- 法第 51 条に基づく消除（マンション管理業者の登録の消除）

（マンション管理業者の監督関係業務）

- 法第 81 条に基づく指示（マンション管理業者に対する指示処分）
- 法第 82 条に基づく業務の一部・全部停止命令（業務停止命令）
- 法第 83 条に基づく登録の取消（マンション管理業者の登録の取消）
- 法第 84 条に基づく広告（監督処分の公告）
- 法第 85 条に基づく報告聴取（マンション管理業者からの報告聴取）
- 法第 86 条に基づく立入検査等（マンション管理事務所等への立入検査）

、～については、所管地方整備局長等のみならず、支店等の所在地を管轄する地方整備局長等もその権限を行使することができる。

マンション管理業登録申請等窓口一覧表

部 局 名	所 在 地	管轄する区域
北海道開発局 事業振興部 建設産業課	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 011(709)2311	北海道
東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 022(225)2171	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方整備局 建政部 建設産業課	〒330-9724 さいたま市北袋町1-21-2 さいたま新都心合同庁舎二号館 048(601)3151	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒951-8505 新潟市白山浦1-425-2 025(266)1171	新潟県、富山県、石川県
中部地方整備局 建政部 建設産業課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館 052(953)8572	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方整備局 建政部 建設産業課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館 06(6942)1141	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 082(221)9231	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒760-8554 高松市福岡町4-26-32 087(851)8061	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡 第二合同庁舎別館 092(471)6331	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課	〒900-8530 那覇市前島2-21-7 098(866)0031	沖縄県

添 付 書 類 （ 1 ）

誓 約 書

申請者、申請者の役員及び法定代理人は、マンションの
管理の適正化の推進に関する法律第47条各号に該当しない
者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称

氏 名

（法定代理人氏名）

㊟

㊟

地方整備局長
北海道開発局長

殿

廃業等届出書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第50条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

地方整備局長 殿
北海道開発局長

届出者 住 所

氏 名

印

受付番号

受付年月日

届出時の登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

()

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

届 出 の 理 由	1.死亡 2.合併による消滅 3.破産 4.解散 5.廃止
商号、名称又は氏名	
氏 名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	
主たる事務所の所在地	
届出事由の生じた日	
マンション管理業者と 届出人との関係	1.相続人 2.元代表役員 3.破産管財人 4.精算人 5.本人

確認欄

--

備考

届出者は、*印の欄には記入しないこと。
「届出の理由」及び「マンション管理業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を
で囲むこと。
死亡の場合にあっては、「届出の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。